

包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務に係る
公募プロポーザル

募集要項

令和7年7月

広島県 廿日市市

目 次

第1	募集要項の位置付け	1
第2	業務の概要	1
1	業務内容に関する事項	1
第3	応募に関する条件等	3
1	基本的参加資格要件	3
2	業務履行実績	3
3	応募の手続等	4
4	参加申込みの手続等	5
5	公募参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	6
6	企画提案書等の作成等	6
7	応募に関する留意事項	7
第4	事業者の選定、契約に関する事項	8
1	選定方式及び契約方法	8
2	企画提案書の審査及び審査基準	8
3	契約の締結	9
4	失格条件	9
5	その他の留意事項	9
別紙	審査項目・評価基準	11

第1 募集要項の位置付け

この募集要項は、廿日市市（以下「市」という。）が進める、宮島包ヶ浦自然公園の改善に向けた利活用事業（以下「利活用事業」という。）を行う民間事業者を公募により選定するための公募書類の作成に必要な公募条件を整理する「包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務」（以下「本業務」という。）を履行する民間事業者（以下「民間事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「公募」という。）により募集及び選定するにあたり、応募に際し必要な事項を示したものである。

なお、併せて公表する仕様書及び様式集は、この募集要項と一体のものであり、今後、市及び応募者は、この募集要項及びこれら資料（以下「募集要項等」という。）を前提として応募手続きを進める。

第2 業務の概要

1 業務内容に関する事項

（1）業務の名称

包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務

（2）履行場所

広島県廿日市市宮島町

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（4）委託料の予算額

委託料の予算額は、7,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（5）業務の目的

「宮島」の価値は、太古から「神の島」として崇められてきた原点である自然と、そこに暮らした先人が創り上げた歴史と文化である。

故に宮島は、明治9年に太政官布告第16号による都市公園、昭和9年には自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園、昭和13年には都市計画法に基づく風致地区、昭和27年には文化財保護法に基づく特別史跡・特別名勝、そして平成8年には世界文化遺産に指定された。

先人たちの宮島を思う気持ち、守り伝えようとする営みが生んだこうした格付けは、国から授かったものである。それほどに宮島は価値のある島であり、また、かけがえのないものであることを現代に生きる我々は重く受け止めなくてはならない。

その中であって、包ヶ浦自然公園は、自然公園法に基づく集団施設地区の指定を受け、昭和53年の開業からおよそ半世紀にわたり、自然とのふれあいを通じた健全な保健、休養のための場として市民の福祉の向上と、市の観光振興の一翼を担ってきた。開園当初は、グランドオー

ブンへの期待感と当時のレジャーニーズとが相まって活況を呈したものの、平成3年度の約16万人をピークに、公園利用者数は減少に転じた。

市は、利用者数の回復を図るため、平成28年度から令和2年度にかけて、老朽化したケビンや管理棟など園内施設のリニューアルを行ったほか、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用することによる公園利用者へのサービス向上を図ったものの、コロナ禍前の平成30年度には約5万人にまで減少するなど、利用者数の回復に寄与するには至らなかった。

施設の老朽化に加え、個人の価値観やレジャーニーズは、開園からおよそ半世紀という時間が経過する中で大きく変化してきた。現代の社会情勢やニーズに即した公園、施設の在り方について再考する時にあると同時に、老朽化した施設への対応や利用者ニーズへの対応、公園の管理などに多額の財政負担を要するなど、多面的な課題を抱える中で、園内有料施設の令和6年度からの休止をやむなく決定した。

しかし、自然公園法に基づく集団施設地区として、瀬戸内海国立公園利用者の利用拠点としての位置付けに変わりはなく、今後の包ヶ浦自然公園の在り方を検討する中で、地域からは、自然環境の破壊や地域経済への影響など、事業に対する不安や懸念の声が数多く上がり、令和6(2024)年5月、市及び宮島地域内の各種団体代表等で構成する「宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会」を設置し、協議を重ねる中、より幅広い声を聞く必要があるとの意見もあり、11月に協議会の各種団体が推薦した地域住民参画のもと、「宮島包ヶ浦自然公園利活用検討会」を開催し、ワークショップ形式による意見聴取のほか、住民説明会を開くなどして事業への理解を求めることに努めてきた。

このことを前提として、市は、瀬戸内海国立公園に位置する世界遺産「宮島」の貴重な自然を良好な状態で次代に伝えるための施策として、包ヶ浦自然公園の利活用に民間の活力を導入しようとするものである。前述のような経緯、経過を経て、令和7年3月に、『感動と学びを体感する包ヶ浦自然公園の再生』～宮島の自然・文化・歴史を継承し、新たな魅力を付加した瀬戸内エリアの周遊・滞在拠点～をコンセプトに据えた宮島包ヶ浦自然公園利活用方針（以下「利活用方針」という。（市公式ホームページ掲載））を策定したところである。

この利活用方針では、現公園敷地を市民開放エリアと収益事業エリアに区分し、収益事業エリアにおける利活用事業において民間活力を活用した事業展開を模索することとしており、本業務は、これを行う民間事業者を公募及び選定するための各種諸条件について整理することを目的とするものである。

（6）業務対象地の概要

ア 位置：広島県廿日市市宮島町包ヶ浦

イ 面積：98,200㎡（利活用検討エリア全体面積）

ウ 用途：自然公園法第36条に基づく集団施設地区

エ 機能：海水浴場、運動広場、宿舎（家族用ケビン、団体用ケビン）、テニスコート、バーベキュー場

（7）業務内容

別紙「包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務仕様書」のとおり。ただし、優先交渉権者による

企画提案内容及び契約締結に係る協議により変更となる場合がある。

(8) 事業スケジュール（予定）

利活用事業に係る事業スケジュールは概ね次のとおり。

令和7年度：包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務、包ヶ浦自然公園現況把握調査業務、包ヶ浦自然公園整備利用計画策定業務

令和8年度：募集要項、要求水準書、契約書等公募書類作成
利活用事業実施事業者公募公告、選定、契約

令和9年度以降：利活用事業実施

第3 応募に関する条件等

1 基本的参加資格要件

公募に応募する民間事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第17条又は第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に該当する者でないこと。
- (6) 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (7) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに廿日市市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (8) 市の競争入札参加資格者名簿に登録があること。ただし、応募者がこの要件を満たさない者である場合は、令和7年9月16日（火）までに市の競争入札参加資格審査申請手続きを行い、その他の参加資格要件を全て満たしていることを条件に、この資格要件の確認を猶予するものとする。

なお、その申請手続きによって競争入札参加資格者名簿に登録がなされなかった場合は、参加資格要件を満たしていなかったものとして、その応募者は以降の応募手続に参加することはできないものとする。

2 業務履行実績

公募公告の日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体における官民連携手法を用いた公共施設の整備・運営に関するアドバイザー業務の実績を有していること。

3 応募の手続等

(1) 担当部署

廿日市市産業部包ヶ浦自然公園利活用推進室

住 所：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電 話：0829-30-9142(直通)

F A X：0829-31-0999

E-mail：tsutsumigaura-np@city.hatsukaichi.lg.jp

(2) 公募スケジュール

項 目	日 程
公告	令和7年7月31日(木)
募集要項等の配布期間	公告の日から令和7年8月8日(金)午後5時まで
質問書の受付期間	公告の日から令和7年8月13日(水)正午まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	令和7年8月20日(水)午後5時までに市公式ホームページにて回答する
参加申込書の受付期間	公告の日から令和7年8月27日(水)正午まで
参加資格確認結果の通知	令和7年8月29日(金)午後5時までに様式2に記載の担当者宛に通知する
企画提案書等の受付期間	令和7年9月1日(月)から9月17日(水)正午まで
プレゼンテーションの実施	令和7年9月30日(火) (予定)
企画提案書の選定通知	令和7年10月3日(金) (予定)

(3) 募集要項等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から令和7年8月8日(金)までの開庁日の午前9時から午後5時まで

イ 配布方法

「3-(1) 担当部署」での交付又は市公式ホームページ (<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>) からのダウンロードの方法により配付する。

(4) 質問の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

公告の日から令和7年8月13日(水)の正午まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式1)を電子メールにより「3-(1) 担当部署」に提出すること。この際、メール送信の件名は「包ヶ浦利活用質問書」とすること。

なお、提出した場合は、着信状況についての確認を、開庁日の午前8時30分から午後5時までに電話にて行うこと。ただし、提出期限日にあつては、午後1時30分までに行うこと。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、

令和 7 年 8 月 20 日 (水) 午後 5 時までに市公式ホームページに掲載する。

4 参加申込みの手続等

(1) 受付期間

公告の日から令和 7 年 8 月 27 日 (水) 正午まで

持参の場合の受付は、開庁日の午前 9 時からとし、受付期限日を除いて午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

「3 - (1) 担当部局」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送の場合は、簡易書留によるなど確実に到着する方法により郵送すること。なお、郵送の場合の受付期限も令和 7 年 8 月 27 日 (水) 正午必着となるので留意すること。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

公募に参加しようとする者は、参加資格審査のための書類として、次のア～サの書類を作成し、各 1 部を提出すること。(エ、カ、キ及びクについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。)

※カ及びキの書類について、新型コロナウイルス感染症等の影響により市税及び国税の徴収猶予を受けている場合は猶予の特例が認められていることが確認できる書類を提出すること(写しでも可)。

ア 包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務に係る公募型プロポーザル受付票(様式 2) 1 部

イ 参加申込書(様式 3) 1 部

ウ 実績報告書(様式 4) 1 部

令和 2 年度以後の本業務に類似する実績について、概要が分かる資料(契約書、業務報告書又はそれに類する物)を添付すること(写しでも可)。

エ 商業登記簿謄本(写しでも可) 1 部

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し) 1 部

カ 市税の完納証明書(原本。市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、市における納税義務のない者は申立書(様式 5)を提出すること。) 1 部

キ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの) 1 部

ク 印鑑証明書(原本) 1 部

ケ 使用印鑑届(様式 6)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。) 1 部

コ 委任状(様式 7)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。) 1 部

サ 誓約書（様式8） 1部

※市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

5 公募参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

市は、提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

（1）参加資格確認結果の通知（発送）

令和7年8月29日（金）午後5時までに、参加申込書の提出者全員に、様式2に記載の担当者宛に参加資格確認結果を通知する。

（2）参加申込書の提出者がいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

6 企画提案書等の作成等

（1）企画提案書

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次により企画提案書を作成・提出すること。

ア 企画提案書類は、市が指定する様式（別紙様式集9～17）により作成すること。

イ 企画提案書類は、A4サイズ、原則片面印刷とし、文字の大きさは11ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

ウ 企画提案書類は、A4ファイル綴にて提出すること。

エ 正本以外は、企業名等がわかる表記は一切しないこと。

（2）受付期間

令和7年9月1日（月）から9月17日（水）の正午まで。

持参の場合の受付は、開庁日の午前9時からとし、受付期限日を除いて午後5時までとする。

（3）提出場所

「3－（1）担当部局」に同じ。

（4）提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送の場合は、簡易書留によるなど確実に到着する方法により郵送すること。なお、郵送の場合の受付期限も令和7年9月30日（火）正午必着となるので留意すること。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（5）提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式10）	正本1部	副本17部
イ 提案書（様式11）	正本1部	
ウ 情報非公開希望申立書（様式12）	正本1部	

エ	実績報告書（様式4）	正本1部	副本17部
オ	業務実施体制（様式13）	正本1部	副本17部
カ	地域貢献に対する考え方（様式14）	正本1部	副本17部
キ	業務に対する理解（様式15）	正本1部	副本17部
ク	サウンディング調査に対する考え方	正本1部	副本17部
ケ	事業に対する理解（様式17）	正本1部	副本17部
コ	その他、市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。		

7 応募に関する留意事項

（1）複数応募の禁止

参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。

（2）提案書類の書き換え等の禁止

応募者は、提出した書類の書換え、引き替え又は撤回をすることができない。

（3）応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 所定の日時、場所に提出しない応募
- イ 提案書の記載金額その他要件が確認できない応募
- ウ 提案書の記載金額を加除訂正した提案書
- エ 提案書に記名押印がない応募
- オ 1の提案者又はその代理人が同一事項について2以上の提案をしたときの提案
- カ 代理人が2人以上の者の代理をしていた応募
- キ 提案者が同一事項について他の提案者の代理をしたときの双方の応募
- ク 無権代理人がした応募
- ケ 談合その他不正な行為により応募を行ったと認められる者がした応募
- コ 応募に必要な資格のない者がした応募
- サ その他応募に関する条件に違反した応募

（4）費用の負担

本業務への応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

（5）提案書類の取扱い

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合は、優先交渉権者として選定された提案書類の全部又は一部を優先交渉権者の許可を要することなく無償で利用できるものとする。また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の提案書類の一部を許可を要することなく無償で利用できるものとする。
- ウ 情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、

参加者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあるが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書（様式11）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。ただし、市で検討の結果、公開となる場合もある。非公開を希望しない場合でも、その旨を記載し、申立書を提出すること。

エ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

オ 企画提案書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

カ 企画提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

キ 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的で使用しない。

ク 提出された書類は、一切返却しない。

（6）提案金額

応募者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって提案金額とし、この金額を提案書に記載するものとする。

ただし、提案金額が「第2-1-（4）委託料の予算額」に示す金額を超える提案をした応募者は失格とする。

第4 事業者の選定、契約に関する事項

1 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で優先交渉権者を相手方として随意契約の方法により、業務委託契約を締結する。

2 企画提案書の審査及び審査基準

審査は、資格審査と提案審査により行う。

提出のあった企画提案書は、「包ヶ浦自然公園公募条件等検討業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

提案審査は、別表の審査項目及び評価内容に基づき、書類審査及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション（ヒアリング）により行う。審査にあたっては、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、優先交渉権者を選定す

る。

(1) 選定方法

- ア 審査委員会が審査基準書に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査を行い、優先交渉権者を選定する。
- イ 選定結果を市長に報告し、市長が決定した優先交渉権者を相手方として契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、随意契約の方法により業務委託契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会での審議により順位を決定する。
- エ 定性的評価の評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- オ 参加者が1者のみであっても、定性的評価の評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。

(2) 審査基準・評価項目

別表のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

詳細は、別途、企画提案書提出者に通知するが、現段階における日程等は次のとおり。

ア 開催日時（予定）

令和7年9月30日(火) 午前9時から

イ 開催場所（予定）

廿日市市役所

ウ 実施方法

プレゼンテーションは次により行うこととする。なお、正式な開催日時等は、後日通知する。

- (ア) 別表の審査項目・評価基準に基づき、プレゼンテーション審査を実施する。
- (イ) プレゼンテーションにおける時間配分は、応募者による企画提案説明（プレゼンテーション）20分、審査委員からの質疑30分の合計50分とする。
- (ウ) プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、新たな資料の提示は認めない。
- (エ) プレゼンテーションへの参加は、各参加者とも3名以内とする。
- (オ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- (カ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

エ 選定結果の通知

令和7年10月10日(金)までに、プレゼンテーション参加者全員に選定結果を郵送等により通知する。なお、選定結果に対する質疑は一切受け付けない。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、市公式ホームページにて優先交渉権者のみ公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

(5) 企画提案書の提出者がいない場合の取扱い

企画提案書の提出がない場合は、本件プロポーザルは取り止める。

3 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が決定した優先交渉権者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、随意契約の方法により契約締結する。
- (2) 優先交渉権者と市との協議により確定させた業務内容により、改めて、見積りを徴収し、契約金額を確定するため、企画提案書提出時の見積額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が決定した優先交渉権者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

4 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (3) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (4) 業務委託契約締結以前に参加資格を喪失した場合
- (5) その他市の指示に違反する場合

5 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル参加辞退届（様式9）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (7) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とする。
- (8) 本業務は、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、市との協議により決定するものとする。

- (9) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (12) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (13) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (14) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）、廿日市市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第29号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (15) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (16) 受注候補者が、市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

審査項目・評価基準

審査項目		評価基準	配点
定性的評価	(1) 業務実績	応募者として実績は十分あるか ・ 民間事業者の公募に係る事業者選定アドバイザー業務の実績は十分か	/30
	(2) 業務実施体制	業務に必要な技術者が適切に配置されているか ・ 配置従事者が同種業務の実績を有しているか ・ 業務遂行のための適切な人員配置及び役割分担が妥当か ・ 連絡・調整が速やかに行える体制か ・ 進捗状況が的確に確認でき、問題発生時の適切な対応も考慮されているか	/20
	(3) 地域貢献に対する考え方	利活用事業が果たす地域貢献をどのように考えるか ・ 宮島、包ヶ浦自然公園への理解・知識は十分か	/10
	(4) 業務に対する理解	提案内容の的確性 ・ 本業務の目的、内容、背景、経過、課題などについて十分に理解されているか ・ 募集要項等を踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか ・ 公募条件の整理の考え方は妥当か	/30
	(5) サウンディング調査に対する考え方	・ サウンディング調査を行う事業者の選定に対する考え方は、見込まれる事業効果等からして合理性があるか	/10
	(6) 事業に対する理解	利活用事業への理解 ・ 利活用方針の内容を十分理解しているか	/20
計			/120
定量的評価	(7) 提案見積額	委託費の上限の範囲内で提案された見積額により評価する 価格審査は、最低見積り額を満点とし、次の式により算出する 提案見積額／最低提案見積額×30点 ※算出結果の小数点第2位を四捨五入する。	/20
合 計			/140

※定性的評価の方法

評価区分	計算方法
A とても優れている	配点×1.0
B 優れている	配点×0.8
C 仕様書のとおりである	配点×0.5
D 劣っている	配点×0.0